

お問い合わせ

地域あんしんセンターたちかわ

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

立川市富士見町2-36-47

立川市社会福祉協議会総合福祉センター内

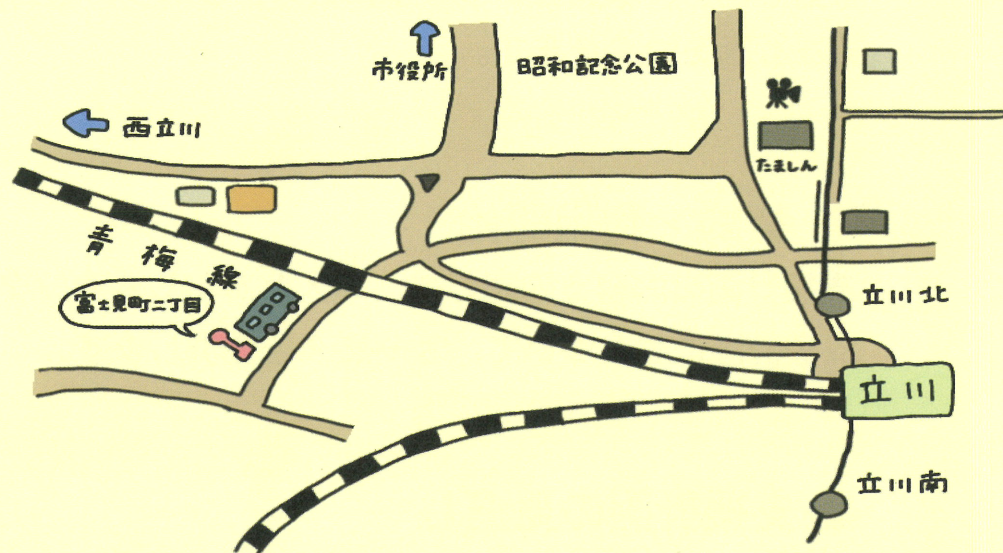
☎ 042-529-8319

FAX: 042-526-6081 MAIL: anshin@tachikawa-shakyo.jp

あんしんセンターまで

立川駅北口から
徒歩 15分
西立川駅から
徒歩 8分

【バス】
立川駅北口(10)(11)
富士見町2丁目下車

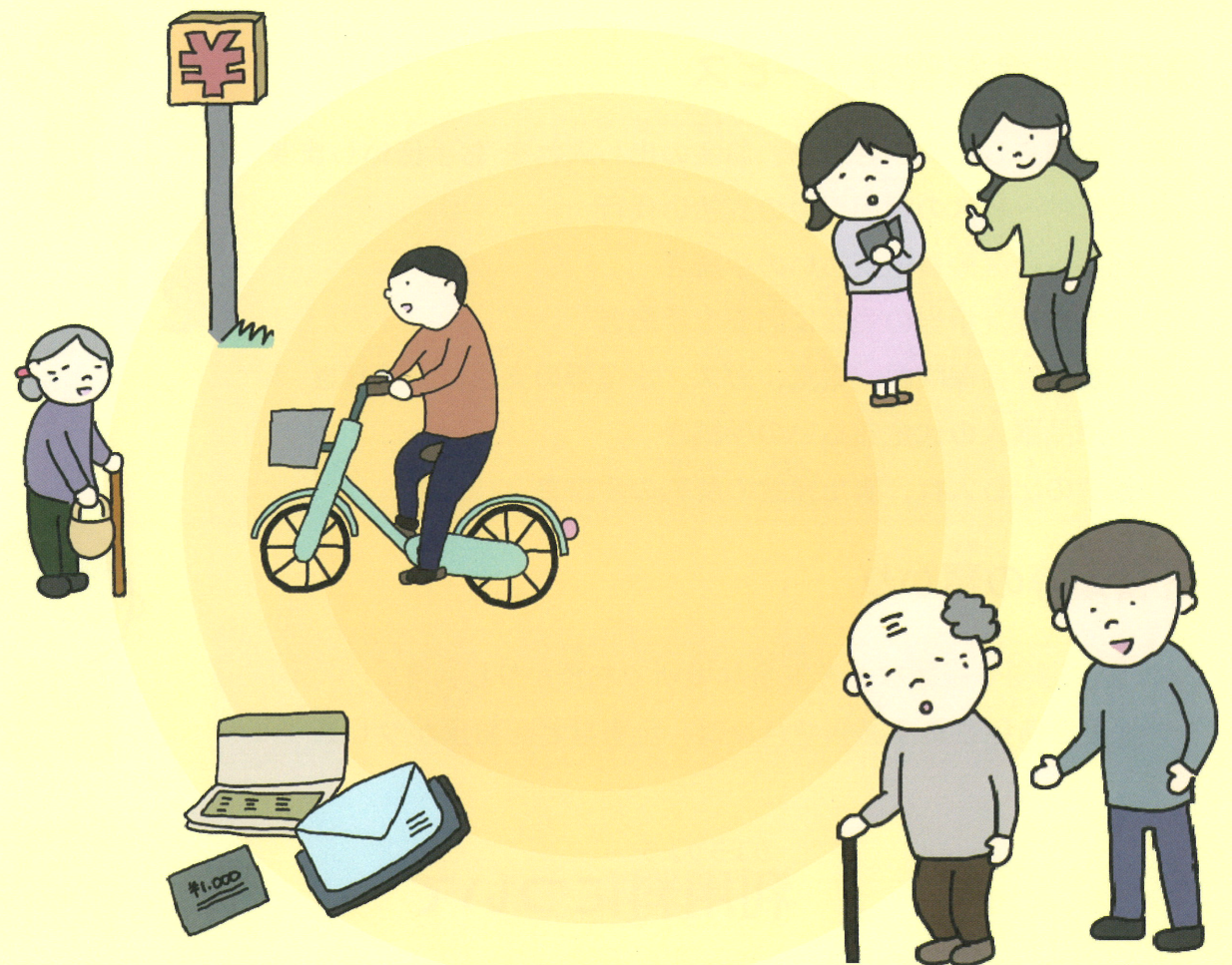


安心してご利用いただくために

このサービスの実施にあたっては、利用者^{りようしゃ}と社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}の契約内容^{けいやくないよう}を審査^{しんさ}するための契約締結審査会^{けいやくていけつしんさかい}、サービス提供^{ていきょう}の適正さ^{てきせつ}を監督^{かんとく}するため運営^{うんえい}適正化委員会^{てきせいかいいんかい}（運営監視合議体^{うんえいかんしごうぎたい}）を設置^{せっち}しています。これらはいずれも、法律^{ほりつ}、福祉^{ふくし}、医療^{いりょう}の専門家^{せんもんか}と当事者組織^{とうじしゃ}の代表者^{そしき}などで構成^{だいいりょうしゃ}し、適正な事業^{こうせい}運営^{てきせい}の確保^{じぎょう}に努めています。

あなたの意思決定を支える制度です

日常生活自立支援事業



認知症^{にんちしょう}や知的障害^{ちてきしょうがい}、精神障害^{せいしんしょうがい}などによって、日常的な手続き^{にちじょうてき}や金銭管理^{てつづ}をひとりで行うこと^{きんせんかんり}に不安^{おこな}があるかたや、自分ひとりでは判断^{はんだん}が難しいかたのサポート^{むずか}をします。要介護認定^{ようかいごにんてい}や障害者手帳^{しょうがいしゃてちょう}がなくても利用可能^{りようかのう}です。お気軽^{きがる}にご相談^{そうだん}ください。

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
地域あんしんセンターたちかわ

このような困りごと・不安をサポートします

① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の同行、代行
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



② 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、また預金の解約の手続き



③ 書類等の預かり

- 大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします
- 保管を希望される通帳やハンコ、証書などをお預かりします



利用料について

① 福祉サービス利用援助

1時間 1,700円

② 日常的金銭管理サービス

※1時間以上は30分ごとに850円加算
通帳を預かる場合は1時間3,000円

③ 書類等預かりサービス

1か月 1,000円

- 契約後、サービスが開始してから利用料がかかります。
- 生活保護を受けている方は①と②の利用料がかかりません。
- 減免対象の方は①と②の利用料が1時間850円になります。1時間以上は30分ごとに425円加算です。

相談からサービス利用までの流れ

相談受付

電話でも来所でも、お気軽にご相談ください。
ご家族や福祉サービス事業所からのお問い合わせもお待ちしております。



訪問

職員が自宅等に訪問して、お困りごとや心配ごとを伺います。
ご家族や、福祉サービス事業所等の方からお話を伺うこともあります。

支援計画作成

希望を伺い、職員といっしょにどのようなサービスが必要か考え、支援計画をつくりまます。



契約・利用開始

支援計画の内容を確認して、本人とあんしんセンターが契約を結び、支援計画にもとづいて、サービスを提供します。

支援計画の見直し

定期的に支援計画の内容が、本人に合っているのか確認し、必要な場合は支援計画を変更して本人に合ったサービスを提供します。

終了

本人から申し出があればいつでも解約することができます。
また、判断能力の低下や生活状況の変化等により契約の継続が困難になった時には、成年後見制度の利用もお手伝いできます。

